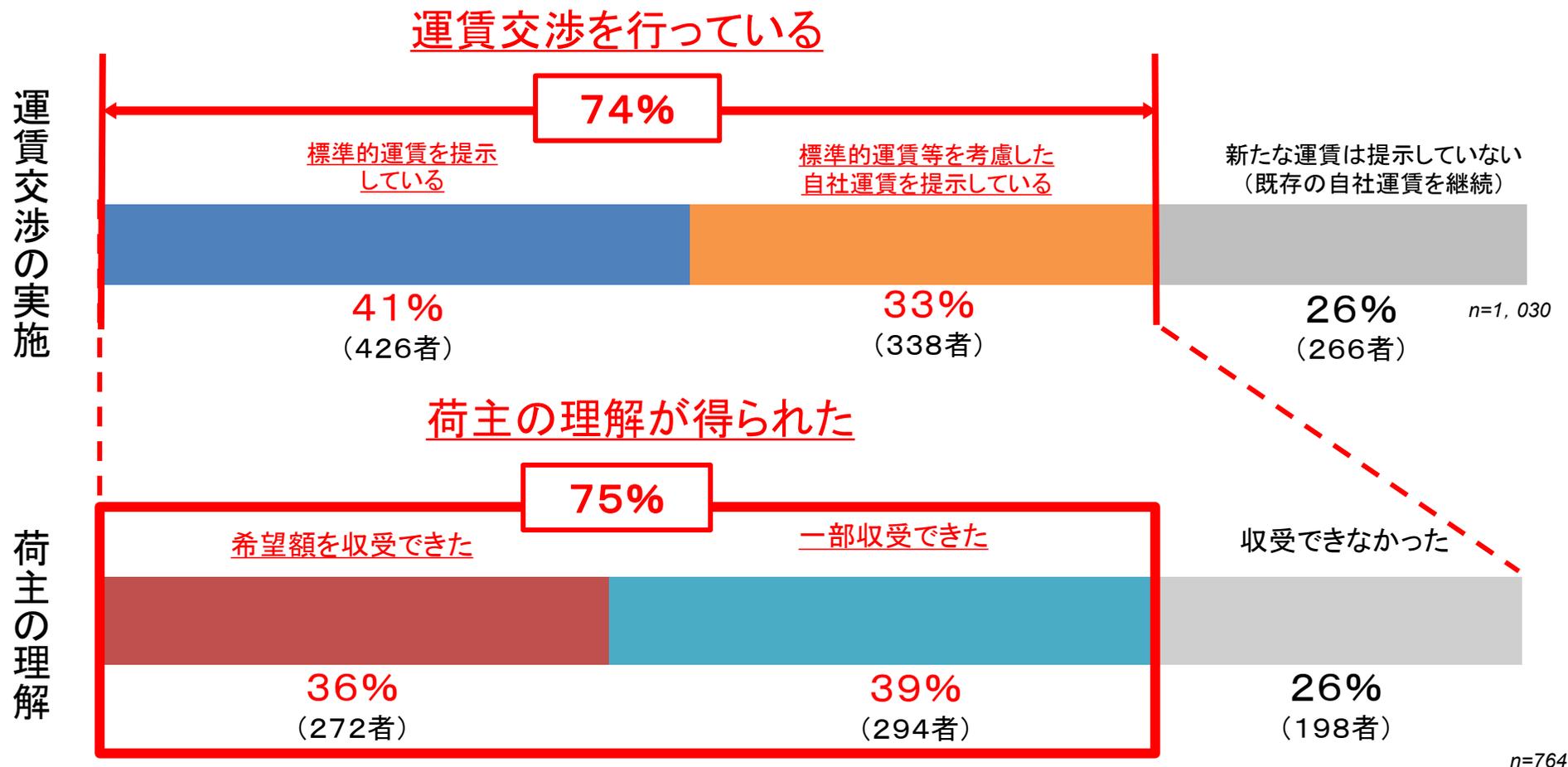
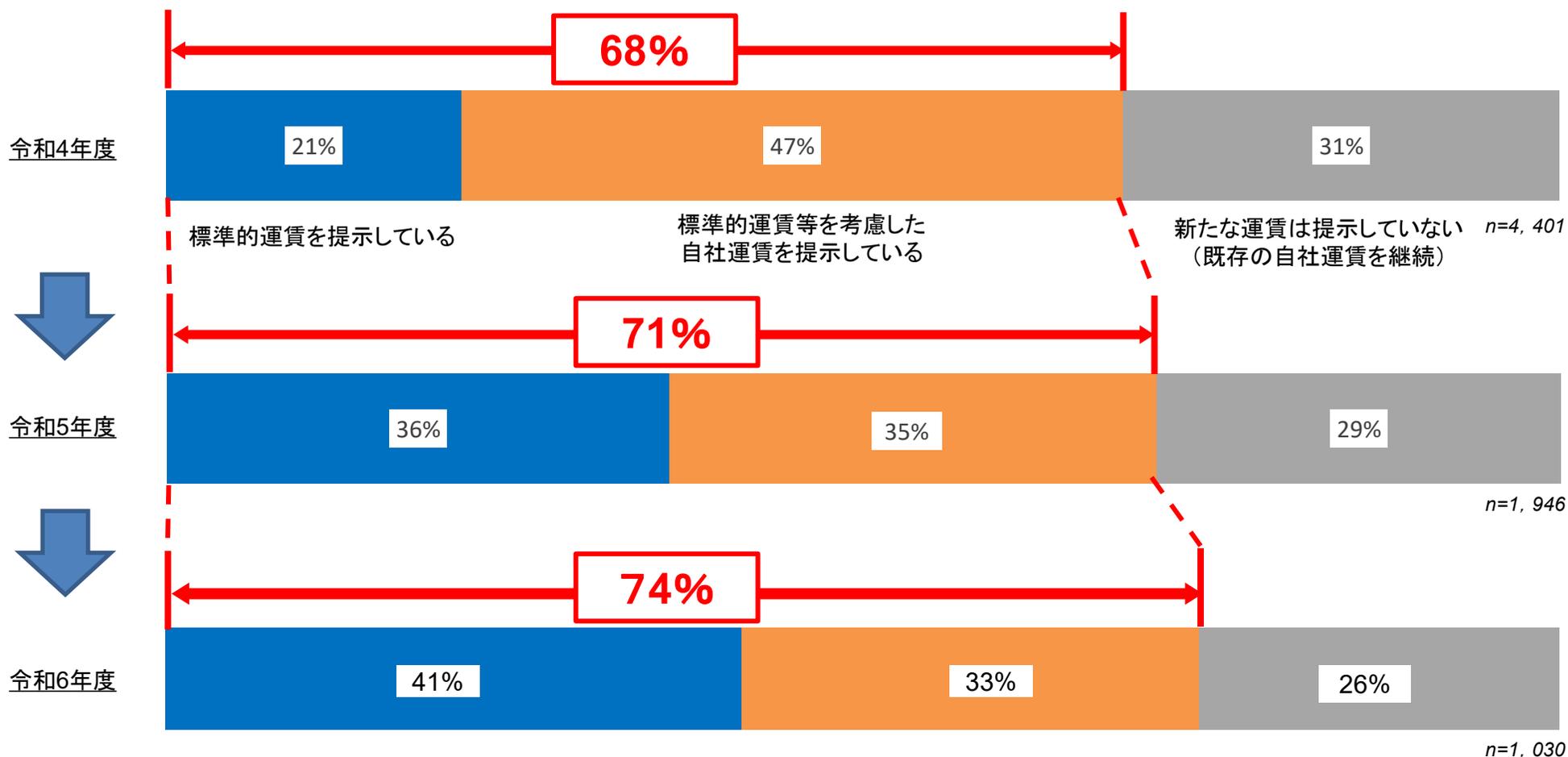


- 運送事業者の運賃交渉の状況や、運賃交渉に対する荷主の理解について調査
- 運賃交渉を行っている事業者は全体の74%、そのうち荷主の理解が得られた事業者は75%である一方で、残りの26%は「希望額の収受ができなかった」と回答していることから、引き続き荷主の理解のための周知・啓発が必要である。



- 運賃交渉を行っている割合は、令和4年度は68%だったが、令和6年度は74%と年々微増している。
- 特に、「標準的運賃を提示している」事業者が増加していることから、「標準的運賃」の活用が進んでいる。

運賃交渉を行っている



収受運賃実態調査結果～「標準的運賃」との乖離率の推移～

- 「標準的運賃」と実際に収受できた運賃との乖離率を調査
- 令和6年3月に「標準的運賃」の改定があったため、令和6年度において「概ね収受できている」事業者は減少したものの、改定前の「標準的運賃」と比較した場合、「概ね収受できている」割合は増加しており、適正な運賃収受への理解は進んでいる。

概ね収受できている

